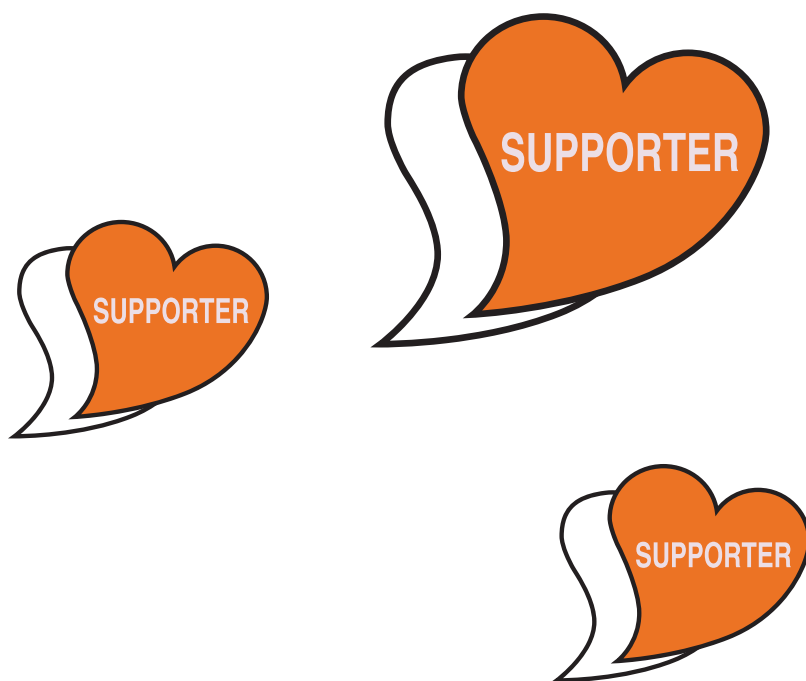


障害を知り、 共に生きる



まず、知ることからはじめましょう

私たちは街中で赤ちゃんが泣いていても何の疑問も感じません。
泣くことは赤ちゃんの自然な姿であり、それが普通のことだからです。

障害のない方が不思議に思えることも、
障害のある方にとってはごく普通のことであり、特別なことはありません。

普段、私たちが眼鏡をかけたり、
お年寄りに少し大きな声でゆっくり話しかけたりするように

不自由さを補う道具や援助があれば

障害のある方にもできることはたくさんあります。

様々な障害の特性や、障害のある方への配慮を正しく理解することが
あたたかい地域社会を築き、

『一緒にくらす』ことへの第1歩になるのです。

あいサポート運動・あいサポーターについて

～まず、知ることからはじめましょう～

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。

意欲のある方は、誰でもあいサポーターになることができます。次のいずれかの方法で、「あいサポートバッジ」「障害の特性や必要な配慮をまとめたパンフレット」を受け取ります。

- ①あいサポート研修会に参加する。
- ②講演会、イベント等であいサポート運動の説明を受ける。

**あいサポーターは、
「サポーター宣言」にのっとり、活動していただきます。**

あいサポート運動は、平成21年11月鳥取県で始まり、現在は島根県、広島県、長野県、奈良県が取り組んでいます。平成27年8月からは山口県もこれらの県と連携して取り組んでいきます。多くの方の賛同を得て、あいサポーターの輪が広がることを目指します。

注) このパンフレットに書いてあることをすべて完璧にする必要はありません。一人ひとりが自分でできると思うことから少しずつ始めていただくことが大切です。

目次

	ページ
● はじめに	2
● 視覚障害について	4
● 聴覚・言語障害について	6
● 盲ろうについて	8
● 肢体不自由について	10
● 内部障害について	12
● 重症心身障害について	14
● 知的障害について	16
● 自閉症・発達障害について	18
● 精神障害について	20
● 依存症について	22
● 「てんかん」について	24
● 高次脳機能障害について	26
● 身体障害者補助犬について	28
● やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度について	30
● 難病について	32
● 障害を理由とする差別の解消について	34
● 障害者虐待防止について	35
● 関係機関一覧	36
● 障害者基本法〔抜粋〕	38



はじめに

まず、障害について理解してください

障害は誰にでも生じ得るものです。

病気や事故はいつ起こるかわかりません。
同時に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。

障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でも、その症状は一律ではありません。
また、複数の障害を併せ持つ場合もあります。

外見で分かるものだけでなく、外見では分からない障害のため、理解されず苦しんでいる方もおられます。

障害は多種多様であり、外見だけでは障害があることが分からないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。

周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。

障害の種類・程度は人それぞれに違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障害のない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんおられます。

そして、こんな配慮をお願いします

障害のある方に対して冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをするのは避けてください。
温かく接してください。

困っていそうな場面を見かけたら

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。
見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

「障害があるから」と決め付けず

それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。

介助者がいても

介助者ではなく本人に話しかけましょう。

自分のイメージですべての障害者を見ないでください。
障害だけを見るのではなく、

その人の全体像を見て接しましょう。



視覚障害について

あなたに知ってほしいこと

視覚障害とは

何らかの原因により視機能に障害があることにより、全く見えない場合と見えづらい場合があります。

見えづらい場合の中には

- 細部がよくわからない
- 光がまぶしい
- 暗いところで見えにくい
- 見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。

こんなことに困っています

- 一人で移動することが困難です。

慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。

- 耳からの情報をたよりにしています。

目から情報を得にくいいため、音声や手で触れることなどにより情報を得ています。また、視覚障害のある方すべてが点字を読めるとは限りません。

- 自分がどこにいるのか、側に誰がいるのか、説明がないと分かりません。
- 人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。
- 文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械はうまく操作できません。
- 「見えないからできない」のではなく、「見えなくても教えてもらえればできる」ことが多くあります。
- 点字ブロックの上に、物や自転車などが置かれていると困ります。

こんな配慮をお願いします

困っていそうなときは、声をかけましょう

白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたら声をかけましょう。視覚障害のある方は、周りの状況がわからないため、会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは分からないことがあります。声をかける時は、自分の名前や「あいさポーターです」など簡単な自己紹介をしましょう。

突然体にふれず前方から声をかけましょう

突然触れられると驚きます。声をかけるときは、できるだけ前方から話しかけましょう。また、点字や音声による情報をできるだけ増やしましょう。

指示語を使わないでください

「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉では、「どこ」か、「何」かわかりません。

「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明しましょう。場合によっては、手で触れながら説明しましょう。

その人の「目」になる気持ちが大切です

まず、どのような手助けが必要か尋ねましょう。

例えば、慣れていない場所では、左腕を持ってもらって誘導することができます。誘導するときは、障害のある方のペースにあわせて歩きましょう。



聴覚・言語障害について

あなたに知ってほしいこと

聴覚・言語障害とは

聴覚障害には、まったく聞こえない「ろうあ」と聞こえにくい「難聴」（例：話し言葉が聞こえない、小さい音が聞こえない等）とがあります。また、先天性のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる「中途失聴」とがあります。

言語障害には、言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障害」（失語症、言語発達障害など）と、言葉の理解には支障はなく発音だけが困難な「音声機能の障害」（吃音（きつおん）症、構音障害、発声機能喪失など）があります。また、聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

こんなことに困っています

●周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見では分かりにくい障害のため、周囲の方に気づいてもらえないことがあります。特に中途失聴の場合は、話せる方も多く、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解をされることがあります。失聴した年齢時期、障害の程度などによって聞こえ方はさまざまです。また、発音が困難な音声機能の障害のみの場合でも、言葉の理解や聴力にも障害があると誤解されることがあります。

●音によって周囲の状況を判断することができません。

放送や呼びかけ、自転車のベルなどに気づかないことがあります。

また、音による状況判断ができない場合があるため、危険な目にあうことがあります。

●コミュニケーション方法を間違われる場合があります。

聴覚障害のある方とのコミュニケーション方法は、「手話」「筆談」「口話」などその方なりの方法があります。

●会話が困難なため、情報を得られないことがあります。

「聞こえないため、教えてもらえずできない」ことも多くあります。

●会話が困難なため、不便さを伝えることが困難です。

特に言語障害のある場合は、知りたいことを質問できない不便さが理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤解されることがあります。

こんな配慮をお願いします

コミュニケーション方法を確認しましょう

会話の方法が適切でないと話を伝えることができない場合があります。その方の会話方法を確認しましょう。難聴や中途失聴の方には、要約筆記が望まれます。また、連絡手段として、ファックスや電子メールを活用することも必要です。

伝わりにくい場合があっても、あきらめず、伝える努力をしましょう。

- **筆談** 互いに文字を書き、意志を伝えあいます。もっとも手軽な手段です。
- **口話** 相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはつきりと口を動かして話すようにしましょう。
- **手話** 手指や表情で表す視覚言語です。聴覚障害の方の約2割程度の方が使用しています。
- **代用発声** 発声機能を喪失した音声機能障害の人は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり（食道発声）、電動式人工咽頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。

音声以外の情報伝達方法を

メール、ファックス、掲示板、パネル等視覚を通じた伝達方法を考えましょう。また、イベント等を開催する際は、手話通訳だけでなく要約筆記も活用しましょう。

- **手話通訳** 聴覚障害者と聴者のコミュニケーションを仲介し、音声言語を手話に、また手話を音声言語に変換して両者間の通訳をします。
- **要約筆記** 音声言語で話されている内容を要約し、文字で表し伝えます。パソコンによる方法と、手書きによる方法があります。

聞き取りにくい場合は確認しましょう

特に言語障害のある方への対応は、一つ一つの言葉を聞き分けることが大切です。分かったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。



盲ろうについて

あなたに知ってほしいこと

盲ろうとは

視覚と聴覚の両方に障害があることを「盲ろう」といいます。

盲ろうは、大きく分けて、次の4つのタイプがあります。

- **全盲ろう** 全く見えず、全く聞こえない状態
- **盲 難 聴** 全く見えず、少し聞こえる状態
- **弱視ろう** 少し見えて、全く聞こえない状態
- **弱視難聴** 少し見えて、少し聞こえる状態

また、「盲ろう」になる経緯も様々で、大きく次の4つに分けられます。

- **盲ベース盲ろう** 視覚障害があり、のちに聴覚障害を発症したもの
- **ろうベース盲ろう** 聴覚障害があり、のちに視覚障害を発症したもの
- **先 天 的 盲 ろ う** 先天的に、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症したもの
- **成 人 期 盲 ろ う** 成人期以後に視覚と聴覚の障害を発症したもの

こんなことに困っています

情報入手・コミュニケーション・移動などの様々な場面で大きな困難が生じます。自分の力だけで、情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難です。このため社会から孤立してしまうこともあります。

社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。そうした支援を受けて社会で活躍している人もたくさんおられます。

生活環境や視覚障害と聴覚障害の程度、またその障害の発症時期により、コミュニケーションの方法がひとりひとり異なります。

家族や周りの支援者が、手のひらに文字を書いたり、触手話や指点字など、それぞれにあったコミュニケーション方法を生み出す努力と工夫をしています。

様々なコミュニケーション方法の一部を紹介します。

- **手書き文字** 手のひらに指先等で文字を書き伝えます。
- **触手話** 相手の行う手話に触れて、手話の形で読み取ります。
- **指点字** 点字タイプライターのキーの代わりに、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表します。6本の指を点字の6点に見立てます。
- **文字筆記** 視覚の活用が可能な方に対して紙やパソコンに文字を筆記して伝えます。文字の大きさ・間隔・線の太さなど見え方に合わせた配慮が必要です。
- **音声** 聴覚の活用が可能な方に対して耳元や補聴器のマイクなどに向かって話します。声の大きさ・抑揚・速さ・音の高さなど、聞こえ方に合わせた配慮が必要です。

こんな配慮をお願いします

まずは、話しかけてみましょう

まず、肩にそっと手を触れて話しかけてみましょう。聴力が使える人もあります。相手が気づいてくれたら、やさしく手を取って、手のひらに文字を書いてみましょう。この方法でコミュニケーションを取ることができる人もあります。このように、いろいろ試行してその人にあったコミュニケーション方法を見つけましょう。

周りの状況を説明することも大切です

盲ろう者は、お互いの会話の内容だけでなく、周りの状況もわかりません。他の人の発言や、「道沿いに赤い花が咲いている」などの情景や、その場の状況を知らせることも大切です。

様々な支援があることを伝えてください

コミュニケーションを取ることが難しいので、社会的に孤立してしまいます。困難な状況にある方をみかけたら、様々な支援があることを伝えてください。



肢体不自由について

あなたに知ってほしいこと

肢体不自由とは

事故等による手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管等に損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・下肢にある麻痺や欠損等により、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下等を伴うこともあります。肢体不自由の中でも脳性麻痺・脊髄損傷・筋ジストロフィーなど全身に障害がおよぶものを全身性障害といいます。

しかし、生活の様々な場面でサポートすることによって、障害のない方と同じように普通に生活を送ることができます。

こんなことに困っています

- 車いすを利用していると、
 - 十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があるために、移動することができないことがあります。
 - 高いところにあるもの、床にあるものなどをとることが困難です。
 - ATMや自動販売機等の操作が難しく利用しづらいです。
- 脊髄損傷の方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、体温調節が困難です。麻痺部分が傷ついても分からないので、車いす利用の場合は、ステップから足が落ちないように注意が必要です。
- 脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう（不随意運動）ため、自分の意志を伝えるにくい方もいます。
- 筋ジストロフィーは、筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気で、いくつかのタイプに分類されます。代表的なデュシェンヌ型では、幼児期に軽い運動障害（転びやすい等）が多く見られますが、生活の様々な場面でサポートすることによって、障害のない方と同じように生活を送ることができます。また、ベッカー型では15歳を過ぎても歩行可能なのが特徴です。全身の筋肉の萎縮変性は常に進行性であるため、その後、歩行不能になり全面的な介助を必要とする重度身体障害となります。

- 障害者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。
- 食べること、飲み込むことが困難（摂食嚥下障害）な方には、食べ物にトロミをつけたり、細かく刻むなどの加工が必要です。また、外食時にはハサミやミキサーの貸し出しなどがあると助かります。

こんな配慮をお願いします

困っていそうなときは、声をかけてみましょう

さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か気軽に尋ねましょう。望まれる方法で対応することが大切です。

あたたかい『気持ち』で接しましょう

脳性マヒ等で言葉がうまく話せなくても心は皆さんと同じです。興味本位で見ないで普通に接してあげましょう。

聞き取りにくい場合は確認しましょう

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。



内部障害について

あなたに知ってほしいこと

内部障害とは

内蔵機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

こんなことに困っています

- 外見から分かりにくく、周りから理解されにくいいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- 障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすいです。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。肝臓機能障害の方はこういったことが、顕著にあらわれます。
集中力や根気が続かず、トラブルになる場合もあります。
- 障害者用駐車スペースが空いていても、外見から分かりにくく、周りから理解されにくいいため利用できないことがあります。
- 「心臓機能障害」で心臓ペースメーカーなどを使用している方は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響で誤作動する恐れがあります。
- 「呼吸器機能障害」のある方は、タバコの煙などにより、大きな影響を受けます。
- 「腎臓機能障害」には、人工透析治療を受けている方がいます。定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- 「ぼうこう・直腸機能障害」で人工肛門・人工ぼうこうを使用されている方は、専用のトイレが必要です。

こんな配慮をお願いします

「外見からは分かりにくい障害」があることを理解しましょう

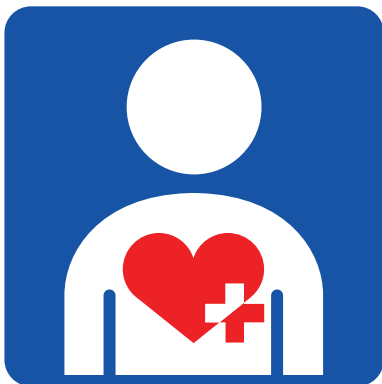
障害の種類や程度は様々です。外見では分かりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障害のある方がいることを知りましょう。

決められたルールやマナーを守りましょう

車内等で携帯電話を使用する時は、内部障害のある方にとって生命に関わるものであることを知ったうえで、ルールやマナーを守った行動をしましょう。

風邪などをうつさないように配慮しましょう

体力が低下しているため、風邪などに感染しやすくなっています。また、障害のある臓器に悪影響を及ぼすこともあるので、周りの人は注意しましょう。



内部障害のある方には、ハートプラスマークを付けられている方もいらっしゃいます。



重症心身障害について

あなたに知ってほしいこと

重症心身障害とは

重度の肢体不自由と重度の知的障害などが重複している状態を重症心身障害といいます。自分で日常生活をおくることは困難ですが、医療・生活支援・介護を受け、在宅生活や専門施設等に通所や入所などのサービスを利用して生活しています。本人の意思の表出・表現は、口や指などの動き、視線、表情、発声などで伝えることが出来ます。

また、医療的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することも困難な人もいます。その人たちを「超重症児（者）」といいます。

●姿勢

寝たまま自力で姿勢を変えることが難しい人が多いです。

●移動

自力での移動や寝返りが困難で、移動については、車いすなどの補助具が必要な場合があります。

●排泄・入浴

全介助の人が多く、介護負担を軽減のために、さまざまな福祉の日用品（オムツなど）や介護器具を利用します。

●食事

自力で食べることが困難な人が多く介助を必要とします。食べる機能が低下している人は、誤嚥をおこしやすいので、食形態（トロミやペースト状）の工夫をします。

●変形・拘縮

手、足や体幹の変形や関節が動きにくく、理学療法士などの支援が大切です。

●筋緊張

極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことが難しいです。

●コミュニケーション

非言語によるコミュニケーションが多く、口や指などの動き、視線、表情、発声などで伝えることが出来ます。また、コミュニケーション補助具（音声代替装置など）を利用してコミュニケーションをとることもできます。

●健康

肺炎・気管支炎をおこしやすく、痰の吸引が必要な人が多いです。てんかんの人が多いです。健康維持のために感染予防や医療的な関わりがかかせません。

●趣味遊び

音楽、散歩、絵本、おもちゃ、ムーブメント、スヌーズレンなどが好きな場合が多いです。

●超重症児（者）

超重症児（者）と呼ばれている方は、水分と食べ物を鼻から胃へ注入する管をつけたり、呼吸がうまくできないため人工呼吸器をつけたりしています。このような方は常に医師の管理が必要なため、外出することが難しいのが現状です。

こんな配慮をお願いします

どんなに重い障害があっても真剣に生きている命を守って欲しい

どんなに重い障害があっても必ず内に秘めた能力をもっています。その存在が周囲の人々に大きな勇気や希望を与えます。

困っていると思われるときは、声をかけてみてください

例えば車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうなときは、介護している方に声をかけてみてください。また、人工呼吸器など医療機器のアラーム音が鳴っているときは、速やかに介護している方に知らせましょう。



知的障害について

あなたに知ってほしいこと

知的障害とは

発達期になんらかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であること、及び、社会生活への適応に困難があることをいいます。

主な特徴は、「ことばを使う」「記憶する」「抽象的事物を考える」などに少し時間がかかります。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにすばやく対応することが困難な場合があります。しかし、周囲の理解や支援によって、一步一步成長していける可能性を持っています。

障害の現れ方は人それぞれで個人差があります。障害を感じさせない方もいます。ことばや行動の意味が相手にうまく伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることがあります。重度障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合は会社で働いている方も大勢います。

また、犯罪の被害者になりやすく、場合によっては加害者と間違えられる場合もあります。

こんなことが苦手です

- 複雑な会話や抽象的な概念が理解しにくいです。
- 人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいます。
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます。
- ひとつの行動に固執したり、同じ質問を繰り返す方もいます。

こんな配慮をお願いします

ゆっくりわかりやすい言葉で話しかけてください

「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」等コミュニケーションがうまくとれません。そのような時は、内容が理解できるようにゆっくりわかりやすい言葉で話しかけてください。

やさしく声をかけ、危険であることを知らせてください

「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」等危険が分からない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をかけ危険であることを知らせてください。

落ち着ける場所に誘導してください

状況の変化に柔軟に対応できず、「ひっくりかえる」「泣きわめく」「飛び跳ねる」などのパニック行動が起こることがあります。そのような時は、落ち着ける場所に誘導してください。

思い込みで判断せず、見守ってみてください

「通行する人を無表情で見ている」「ぴょんぴょん跳ねたりする」「ひとつのことにこだわる」など誤解されやすい行動をすることがあります。そのような時は、思い込みで判断せず見守ってください。

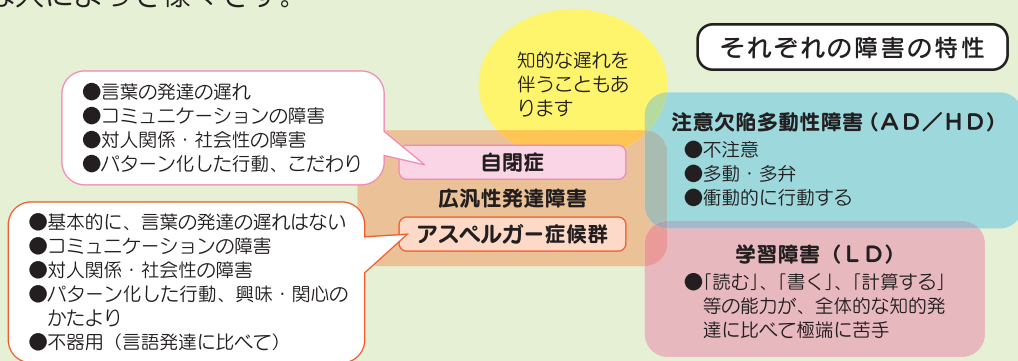


自閉症・発達障害について

あなたに知ってほしいこと

自閉症・発達障害とは

障害の困難さも目立ちますが優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。養育環境ではなく脳の機能障害によるもので、どんな能力に障害があるか、またどのくらいの程度なのかは人によって様々です。



出典：厚生労働省リーフレット「発達障害の理解のために」

注意欠陥多動性障害 (ADHD) の特性

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とします。次の3つの症状が通常7歳以前に現れます。

- うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります（注意力散漫）
- おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります（多動性）
- 約束や決まり事を守れなかったり、だしめけに行動してしまうことがよくあります（衝動性）

学習障害 (LD) の特性

全般的な知的発達に遅れはないのに、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難があります。

- 音と文字のつながりを理解することや文字の視覚認知等が困難であるため、読むことや、書くことが極端に苦手であったりします
- 数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手であったりします

自閉症の特性

●反復的で常同的な行動、趣味、活動

変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間や道順の変更やルール違反などを極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱し、パニックを起こしてしまうこともあります。

言葉でのコミュニケーションが難しく、理解できないとオウム返しになったりします。

重度の知的障害が伴うと意思の疎通が困難です。

アスペルガー症候群その他広汎性発達障害の特性

●相互的な対人関係の困難さ

相手の気持ちを理解したり、相手の立場に立って物ごとを考えたりすることが苦手で、周囲の人と共感的な関係を築くことが難しいです。また、初対面の人と親しい人とを区別したかわりが苦手で社会的な距離感が上手にとりにくい傾向があります。

●コミュニケーション能力の遅れやかたより

他人に意志を伝えること、理解することが苦手です。やり取りが一方通行になったり、例え話を理解できずそのまま受け取ってしまい困ってしまうことがあります。

こんな配慮をお願いします

「なぜできないのか」でなく、具体的に示しましょう

障害があるために困難なことを「なぜできないのか」「なまけているのではないか」と見られるのはつらいことです。どうするとよいか抽象的な表現は極力減らし、短い文で、順を追って具体的に伝えましょう。

事前に見通しを示しましょう

「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手です。言葉だけでなく、絵や写真も使ってあらかじめ本人が納得し、不安がないように見通しを示しましょう。

「～してはダメ」でなく、して欲しい行動を伝える

例えば、「ろうかを走ってはいけません」 → 「ろうかは歩きましょう」
「動くな！」 → 「すわって待っててね」



精神障害について

あなたに知ってほしいこと

精神障害とは

統合失調症※1や気分障害（うつ病※2や双極性障害）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。

これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽快していき、社会生活を送れるように回復していきます。

※1 統合失調症の特性

比較的若い年代に起きやすい病気です。「幻覚」「妄想」等の症状の治療にも薬が使われますが、ストレスに対してもろい面があるので、それへの対処法も必要となります。個人差はあるものの、早く治療を始め、未治療期間が短いほど回復も早いと言われています。自分が病気であることを認識しにくく（病識の障害）、中には障害として「自発性、自主性の低下」「一度に多くの問題に対応するのが困難」「音に敏感、気配に敏感」「楽しい感覚の減少」「意欲の持続が困難」等の特徴（生活障害）が残る人もいます。

※2 うつ病の特性

日本人は生涯に約15人に1人がうつ病を経験しているとされ、決して珍しい病気ではありません。

主な症状は①抑うつ状態（憂うつ、悲哀感情）、②思考力の低下（集中力、判断力の低下）、③意欲の減退（興味、関心の低下）、④自責感情（自己無価値感、罪責感）、⑤身体症状（不眠、食欲低下と体重減少、易疲労）、⑥希死念慮、⑦日内変動（精神・身体症状が朝強く現れ、夕方には少し軽快）などです。

こんなことに困っています

無気力になったり、集中力や持続力が低下したり、落ち込んだり、疲れや眠気感じ、ひきこもりがちになるなど、日常生活や社会生活のしづらさがみられます。

● 周囲の援助はどうしたらよいのでしょうか ●

無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。働きかけは、「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えましょう。本人のペースに合わせた働きかけが必要です。

じっくりと、時間をかけることも必要です。

● 再発予防も必要です ●

精神疾患では、薬を中断したり、多くのストレスが重なると症状が再発することがあります。

再発につながる注意サイン（不眠がみられたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなど）を、周囲の方が知っておいて、注意サインがみられたら、無理をさけて、じっくりと休養するように働きかけましょう。また、周囲の方は注意サインが見られたら主治医へ早めに相談するよう働きかけることも大切です。

**本人の気持ちを大切にしてください。
疾患や障害に対する正しい理解が必要です。
本人が療養できるように支援し、回復を温かく見守ってください。**



依存症について

あなたに知ってほしいこと

依存症とは

依存症は、快楽を得るために、存在している物質（アルコールや薬物など）や行為をやめようと思ってもやめられない状態をいいます。依存症は、必ずしも体の中に物質が入っているというわけではありません。依存症は、アルコール・薬物・タバコなどの物質に依存する「物質嗜癖（しへき）」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス嗜癖」などがあります。近年、ギャンブル依存症（病的ギャンプリング）なども問題とされています。

こんなことに困っています

● **自分の力だけで依存を断ち切るのは困難です。**

依存症は、心や体に変化が起こり、自分自身でもコントロールができない状態です。

依存には、自分の意志でコントロールできない「精神依存」や、実際にその物質を中断すると体に異常（離脱症状など）を生じる「身体依存」などが見られます。

● **依存症には治療が必要です。**

依存症は病気であり、そのため、身体的、家族的、社会的に様々な問題が生じてきています。したがって、治療が必要とされますが、まだまだ、個人の問題だととらえられ、なかなか、治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。

こんな配慮をお願いします

依存症は、意志が弱いとか道徳観が低いからとか、家庭環境が悪いとかの社会問題として生じるものではなく、病気です。そのために、治療が必要です。治療の経過の中においては、家庭や周辺の人が、依存症について正しく理解をし、関わるのが大切です。

依存症の治療は、その物質をやめ続ける以外にありません。

例えば、アルコール依存症においては、節酒は不可能です。断酒以外に治療はありません。

医療機関においては、主に、精神療法と薬物療法が行われます。薬物療法は、離脱症状（アルコールなどが体から抜けるときに出てくる症状で、強い不安・不眠に襲われたり、手の震えや、時には幻覚などが生じることもある）に対する治療、精神状態（幻覚や妄想、抑うつ状態、不安、不眠など）の治療、肝機能障害などの身体的治療が行われます。

また、依存症は、回復はあっても完全に治ることはなく、病気と上手につきあっていくことが重要です。しかし、これらを完全に断つことは本人だけの力ではなかなか困難であり、自助グループなどへ参加することが重要です。

精神保健福祉センター、各健康福祉センター・保健所では、依存症の相談を受け付けています。また、各医療機関においても、依存症の相談を受け付けているところがあります。

アルコール依存症に関しては、断酒をサポートするための自助グループ（断酒会、AA）があり、薬物依存症に関しては、回復施設としてダルクが全国に開設されており、自助グループNA（ナルコティックス・アノニマス）と連動して活動・運営されています。また、ギャンブル依存症者の自助グループとしては、GA（ギャンブラーズ・アノニマス）があります。



「てんかん」について

あなたに知ってほしいこと

「てんかん」とは

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」がくり返しおこる病気です。てんかん発作は、神経の機能（はたらき）に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。「てんかん」は、100～200人に1人の割合で生じ、日本には約100万人の方がおられると推計されています。遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

こんなことに困っています

- 正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」が問題になりやすい病気です。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起こりやすくなります。
- 発作が起きることへの不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。

こんな配慮をお願いします

「てんかん」について正しい理解をしましょう

てんかん発作が起こったら

- まず、あわてずに見守りましょう

- まわりの人ができること

- ・危険を避ける

意識の失われる発作では、危ないものを遠ざけましょう。

倒れる危険性がある場合には、頭を床に打たせないようタオルなどやわらかいものを敷きましょう。

- ・発作に自然に寄り添う

発作が起きている間は、無理に動かそうとせずにおきましょう。意識がなくて歩きまわるときは後ろから付いていくなど、自然に寄り添いましょう。

- ・発作の様子をくわしく見ておく

発作の正しい時間を知るために時計を見る、発作の間の表情の変化を観察するなど発作の様子をくわしく見ておくことで病気を知る手がかりになります。

- やってはいけないこと

- ・口にハンカチなどの物を入れる

- ・けいれんを止めようと体を押さえる

- ・早く意識を戻そうと刺激して、身体を揺すったり、大声を出す

- 意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、けいれん発作が10分以上続くようなときには、救急車を呼びましょう



高次脳機能障害について

あなたに知ってほしいこと

高次脳機能障害とは

転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞、クモ膜下出血などの脳卒中、脳炎や脳症など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面の障害のことをいいます。

脳にダメージを受けると、コミュニケーションをとる、必要な情報に集中する、記憶する、計算する、計画を立てる、感情をコントロールする、相手の気持ちを理解するなどの認知面に問題が起これり、日常生活や社会生活が難しくなってくることがあります。

しかし、特定の状況にならないとこれらの症状が見えてこないことがあり、周りも本人も気づきにくい障害であり、本人の性格だと誤解されることも多いです。

こんなことに困っています

●記憶の低下

- ・約束や予定を忘れる。
- ・ちょっと前のことを覚えていない。
- ・同じことを何度も聞く。

●注意力の低下

- ・一つのことを続けられない。
- ・同時に複数のことができない。
- ・同じミスを繰り返す。
- ・気が散りやすい、作業が続けられない。

●遂行機能の低下

- ・行き当たりばったりの行動をする。
- ・言われないと行動しようとししない。
- ・トラブル時の対応ができず、混乱する。

●社会的行動障害

- ・ささいなことで激怒する。
- ・人づきあいのがうまうまかなくなる。
- ・行動のブレーキが利かない、我慢できない。
- ・ささいなことにこだわって先に進めない。

こんな配慮をお願いします

病気やけがが治ったように思えるのに、今までできていたことができなくなり、本人は混乱や不安の中にいることを理解しましょう。本人だけでなく家族も、生活状況の変化や経済的なことなどで悩みを抱えておられるということに思いをせましましょう。周囲の理解が何より大切です。

記憶力の低下

- 大事なことはメモにとるように促しましょう。そして、きちんとメモができているか確認しましょう。忘れているときは、メモを見るよう声をかけて、一緒に確認しましょう。

注意力の低下

- 伝えたいことは、一つずつ、簡素に伝えましょう。そして、その内容が理解できているかどうか確認しましょう。
- こまめに休憩を取るよう合図しましょう。
- テレビを消すなど、目に見えるもの、耳に入ってくるものを制限して、集中できる環境を作りましょう。

遂行機能の低下

- なるべく決まった日課に沿って生活できるよう配慮をお願いします。目につきやすい所に、日課を掲示したり、スケジュール帳を利用するとよいでしょう。携帯電話のアラームやタイマーなども有効です。

社会的行動障害

- カッとなった場合には、その場を離れたり、話題を変えるなどして、気分転換を図るようにしましょう。また感情を刺激するようなものを避けるようにするのも一つの方法です。
- 欲しいものや、やりたいことのコントロールが難しい場合には、本人と話し合っ、最低限のラインを決めるなどの約束をし、紙に書いておきましょう。



身体障害者補助犬について

あなたに知ってほしいこと

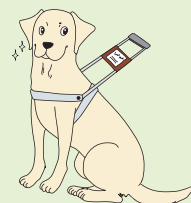
身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。

だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

盲導犬

街中で視覚障害のある方を、障害物をよけながら安全に誘導します。ハーネス（胴輪）をつけています。



聴導犬

聴覚に障害のある方に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などを聞き分けて伝えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足などに障害のある方の日常生活動作をサポートします。電気を付けたり、物を拾って渡したり、着脱衣の介助などをします。「介助犬」と書かれた表示をつけています。



身体障害者補助犬の受入れへ 理解と御協力をお願いします。

補助犬は、「身体障害者補助犬法」において、人の立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーを守ることでもでき、清潔です。だからこそ、様々な場所に同伴できます。補助犬は、身体に障害のある方の自立と社会参加に重要な役割を担っています。

ご理解いただき、ご協力を御願います。

- 仕事中の補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- 補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康を管理しています。
- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 受入れの際、他のお客様等には、「身体障害者補助犬法」において受入れ義務があること、補助犬の行動や管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、匂いをかぎ回るなど困った行動をしている場合は、補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても援助を必要とする場合があります。困っている様子を見かけたら、声をかけ、コミュニケーションをとってください。



やまぐち障害者等専用駐車場 利用証制度について

あなたに知ってほしいこと

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度とは

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペースを設けてもらうとともに、障害のある方など歩行や車の乗降が困難な方に「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が専用駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

対象者は？

歩行や車の乗降が困難な方が対象です。

- 身体・知的・精神障害により歩行や車の乗降が困難な方
 - 要介護認定を受けた高齢者で歩行や車の乗降が困難な方
 - けがにより一時的に歩行や車の乗降が困難な方
 - 出産前後（妊娠7ヶ月から産後1年）で一時的に歩行や車の乗降が困難な方など
- 詳しい要件はお問合せください。

利用証はどうしたらもらえるのか？

県庁厚政課・各健康福祉センター・各市町の交付窓口で、

- ①申請証
- ②確認書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳など）
によって申請していただきます。

やまぐち障害者等専用駐車場 利 用 証



有効期限

交付番号 No.

 山口県



難病について

あなたに知ってほしいこと

難病とは

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

例えば、かつて日本人の生活が貧しかった時代には、赤痢、コレラ、結核などの感染症は「不治の病」でした。その当時は有効な治療方法もなく、多くの人命が奪われたという点では、これらの疾病はまぎれもなく難病でした。しかし、その後日本人の生活が豊かになり、公衆衛生の向上、医学の進歩および保健・医療の充実と共に、これらの感染は、予防・治療方法が確立され不治の病ではなくなりました。しかし、治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病も未だ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。

一方、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の治療を必要とするものと定義されています。

こんなことに困っています

難病は誰がいつ発症するかわからない疾病です。

- 難病のある人の多くは、難病への無理解や先入観による偏見や差別で悩んでいます。
- 疾病の症状や治療から発生する肉体的苦しみのほか、大きな不安など精神的にも苦しんでいます。
- 外見でわかるものだけでなく、外見からはわからない症状等（痛みやしびれ、食事の制限、疲れやすいなど）があるため、一人で苦しんでいる方もいます。
- 「難病」＝「動けない」という誤解をされやすいため、病気のことを職場に隠して仕事をするにもつながっています。
- 職業生活と疾病管理の両立の難しさに悩んでいます。

こんな配慮をお願いします

病気に対する正しい理解

難病は誰がいつ発症するかわからない疾病です。病気の種類や症状、程度も様々です。「難病のある人」とレッテルを貼って、誤解や偏見を持たないようにしましょう。

難病は完全に病気が治るというものではありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み、通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その症状を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。

難病がある人も、職業生活と疾病管理の両立を希望しています。

個々の疾病により疾病の特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職場環境や働き方などの配慮が必要です。そのためにもコミュニケーションを図ることが重要です。



障害を理由とする差別の 解消について

あなたに知ってほしいこと

社会的障壁とは

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（利用しにくい施設や設備）、制度、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習や文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他一切のものを「社会的障壁」といいます。

誰もが暮らしやすい社会を実現していくためには、障害のない人も、どのようなことが社会的障壁となっているのかを一緒に考え、取り除いていくことが必要です。

障害を理由とする差別の禁止

障害者差別解消法（H25.6公布）は、国の行政機関、地方公共団体や民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目指しています。

この法律では、例えば、障害があるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、「合理的配慮を提供しないこと」も差別に当たります。

「合理的配慮」とは、障害のある人にとっての社会的障壁を取り除くために、負担になりすぎない範囲で行う、障害のある人の個別の状況に応じた配慮のことです。（例えば、筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通の配慮などが考えられます。）

障害のある人の権利や利益が侵害されないよう、合理的配慮を行うことが求められます。



障害者虐待防止について

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法律」という。）が施行されました。

この法律では、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないと規定し、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられました。

虐待を受けた障害者が自ら通報窓口に届出することもできます。

あなたに知ってほしいこと

障害者虐待の定義

【障害者虐待の種類】

法律では障害者虐待を次の3種類に定義しています

●養護者による障害者虐待

障害者の身の回りの世話、介助、金銭管理などをする、家族、同居人等による虐待

●障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待

●使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営担当者などによる虐待

【障害者虐待の例】

次のような行為が該当します

●身体的虐待

殴る、蹴る、無理やり食べ物等を口に入れる、不適切な身体拘束など

●性的虐待

性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発するなど

●心理的虐待

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視するなど

●放棄・放任

食事等を十分に与えない、排泄介助をしない、医療機関に受診させないなど

●経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用するなど

関係機関一覧

【障害者福祉関係団体】

区分	名称／所在地	電話	関連頁
		FAX	
視覚障害	一般社団法人 山口県視覚障害者団体連合会 〒750-0032 下関市関西町1番10号	083-231-7114	4~5
		083-231-8097	
聴覚・言語障害	社会福祉法人 山口県聴覚障害者福祉協会 〒747-1221 山口市鑄銭司南原2364-1 山口喉友会 〒755-0025 宇部市野中2-5-21	083-985-0611	6~7
		083-985-0613	
		0836-34-2450 0836-34-2480	
盲ろう	山口盲ろう者友の会 〒753-0841 山口市吉田3045-15	083-924-6397	8~9
		083-924-6397	
肢体不自由	一般社団法人 山口県身体障害者団体連合会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館 山口県肢体不自由児協会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館 山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館 山口県脊髄損傷者福祉協会 〒756-0833 山陽小野田市北竜王町17-40 一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会山口県支部 〒754-1102 山口市秋穂西2005	083-928-5432	10~11
		083-928-5436	
		083-925-2424	
		083-925-2212	
		083-925-2424 083-925-2212	
内部障害	一般社団法人 山口県身体障害者団体連合会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館	083-928-5432	12~13
		083-928-5436	
重症心身障害	一般社団法人 山口県身体障害者団体連合会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館 山口県重症心身障害児(者)を守る会 〒751-0832 下関市生野町2丁目28番20号 社会福祉法人じねんじょ内 一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館	083-928-5432	14~15
		083-928-5436	
		083-252-2227	
		083-252-2259	
知的障害	一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館 一般財団法人 山口県手をつなぐ育成会 〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館	083-925-2424	16~17
		083-925-2212	
		083-925-2424 083-925-2212	
自閉症・発達障害	NPO法人 山口県自閉症協会 〒755-0023 宇部市恩田町2-8-20 海老方 山口県発達障害者支援センター まっぷ 〒753-0302 山口市仁保中郷50番地	0836-34-6366	18~19
		—	
		083-929-5012 083-929-5023	
精神障害	山口県精神障害者福祉会連合会 〒740-0017 岩国市今津町2丁目6-8	0827-22-3035	20~21
		0827-22-3035	
依存症 (アルコール)	特定非営利活動法人 山口県断酒会 〒759-4501 長門市油谷蔵小田1179番地第1 AA中四国セントラルオフィス 〒730-0051 広島市中区大手町3丁目6-13 ダイアパレス大手町603号	0837-32-0300	22~23
		—	
		082-246-8608 082-249-1081	
依存症(薬物)	NAジャパン セントラル オフィス 〒115-0045 東京都北区赤羽1-51-3-301 北九州ダルク 〒802-0064 福岡県北九州市小倉北区片野4-13-30	03-3902-8869	22~23
		03-3902-8869	
		093-923-9240 093-923-9240	

区 分	名称／所在地	電 話	関連 頁
		FAX	
依存症（薬物）	広島ダルク 〒730-0052 広島市中区千田町1-9-43 広島市社会福祉センター 地下1階	082-258-1256	22~23
		082-258-1256	
依存症 （ギャンブル）	GA日本インフォメーションセンター 〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-14-6 KNハウス101	http://www.gajapan.jp/ 050-3737-8704	22~23
てんかん	公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）山口県支部 〒751-0853 下関市川中豊町7-11-15 メゾン豊2F	083-291-2918	24~25
		083-291-2918	
高次脳機能障害	山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2	0836-58-1218	26~27
		0836-58-6503	

【県の機関】

区 分	名称／所在地	電 話	関連 頁
		FAX	
依存症	山口県岩国健康福祉センター 〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1512 0827-29-1594	22~23
	山口県柳井健康福祉センター 〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631 0820-22-7286	
	山口県周南健康福祉センター 〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6421 0834-33-6510	
	山口県山口健康福祉センター 〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2525 083-934-2527	
	山口県山口健康福祉センター 防府支所 〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-22-3740 0835-22-0962	
	山口県宇部健康福祉センター 〒755-0031 宇部市常盤町2-3-28	0836-31-3200 0836-34-4121	
	山口県長門健康福祉センター 〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	
	山口県萩健康福祉センター 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2663 0838-26-0691	
	山口県精神保健福祉センター 〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-27-3480 0835-27-4457	
	身体障害者補助犬	山口県健康福祉部障害者支援課 〒753-8501 山口市滝町1-1	
やまぐち障害者等 専用駐車場利用証 制度	山口県健康福祉部厚政課 〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2724 083-933-2739	30~31
難病	山口県難病相談・支援センター 〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2958 083-933-2969	32~33
差別解消	山口県健康福祉部障害者支援課 〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2764 083-933-2779	34
障害者虐待防止	山口県健康福祉部障害者支援課 〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2764 083-933-2779	35

障害者基本法〔抜粋〕

(昭和45年5月21日法律第84号)

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択に機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

サポーター宣言

わたしたちは、多様な障害の特性を理解し、
お互いが分かり合えるように務めます。

わたしたちは、日常生活で
障害のある方が困っている場面を見かけたら、
声をかけ、手助けを行います。

わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、
気軽に声をかけやすい環境をつくります。

わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、
共に生きるよろこびを伝えます。



あいサポートバッジについて (障害者サポーター シンボルバッジ)

障害のある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。

後ろの白いハートは、障害のある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色 (だいたいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいたい (代々)」にちなみ、あいサポーター (障害者サポーター) が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

「あいサポート」とは

愛情の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

平成27年7月発行



編集・発行 山口県健康福祉部障害者支援課

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話：083(933)2765 FAX：083(933)2779

編集協力 一般社団法人山口県視覚障害者団体連合会／社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会
山口県喉友会／山口盲ろう者友の会／一般社団法人山口県身体障害者団体連合会
山口県肢体不自由児協会／山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会
山口県脊髄損傷者福祉協会／一般社団法人日本筋ジストロフィー協会山口県支部
山口県重症心身障害児（者）を守る会／一般社団法人山口県知的障害者福祉協会
一般財団法人山口県手をつなぐ育成会／NPO法人山口県自閉症協会
山口県発達障害者支援センターまっぷ／山口県精神障害者福祉会連合会
特定非営利活動法人山口県断酒会／AA中四国セントラルオフィス
NAジャパンセントラルオフィス／北九州ダルク／広島ダルク
GA日本インフォメーションセンター
公益社団法人日本てんかん協会（波の会）山口県支部
山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター